

東京都中小企業障害者雇用スタート支援奨励金支給要領

6 産 労 雇 就 第 1 3 2 3 号

令 和 7 年 3 月 2 6 日

(通則)

第1条 本要領は東京都中小企業障害者雇用スタート支援奨励事業（以下「奨励事業」という。）の実施に必要な事項を定め、その円滑な推進を図ることを目的として制定する。

(奨励金の支給に関すること)

第2条 奨励事業の目的及び東京都中小企業障害者雇用スタート支援奨励金（以下「奨励金」という。）の支給に関することについては、「東京都中小企業障害者雇用スタート支援奨励金支給要綱」（以下「支給要綱」という。）の定めによる。

(支給対象事業主の定義)

第3条 支給要綱第4条（8）の「重大な法令違反」とは、次の各号に該当するものとする。

- （1）違法行為による罰則を受けた場合
- （2）労働基準監督署により送検された場合
- （3）消費者庁の措置命令があった場合
- （4）上記各号と同等以上の法令違反であると判断される場合

2 支給要綱第4条（9）の「都税の未納付」とは、交付申請時点において、納付義務があるにもかかわらず、法人事業税及び法人都民税（個人については個人事業税及び都民税）の未納付がある場合とする。納付義務がない者の場合、事業開始届又は青色申告書の写しなど、課税されない理由が分かる書類を提出することとする。

(6か月の継続雇用の定義)

第4条 支給要綱第4条（14）イの「6か月間継続して雇用」、第5条第1項の「6か月以上の期間継続して雇用」とは、この間、支給対象労働者の雇用を継続しており、又、就業規則、雇用契約書等により定められた所定労働時間内における6か月間の実総労働時間から週当たりの平均を算出した平均実労働時間が、次の各号ごとの区分に該当する場合をいう。

- （1）所定労働時間10時間以上20時間未満の場合は、平均実労働時間が5割以上かつ8時間以上である場合。
- （2）所定労働時間20時間以上の場合は、平均実労働時間が5割以上かつ16時間以上である場合。

(提出書類)

第5条 支給要綱第7条の支給の申請に当たっての必要書類は、次に定めるものとする。

(1) その他知事が必要とする書類とは、下記のものをいう。

- | | |
|---|----------|
| ア 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（発行日から3か月以内のもの）又は個人事業の開業・廃業等届出書 | 原本又は写し1部 |
| イ 支給要綱第4条（14）ウに定める労働者の同意を得た育成方針（別添） | 原本1部 |
| ウ 週平均所定内実労働時間確認表（別添） | 原本1部 |
| エ 支払金口座情報登録依頼書又は支払金口座振替依頼書 | 原本1部 |
| オ 印鑑証明書（発行日から3か月以内のもの） | 原本1部 |
| カ その他（上記以外で申請の確認に必要な書類がある場合） | |

（継続雇用実態調査）

第6条 支給要綱第20条の規定により実施する継続雇用実態調査で得られたデータを集計、分析をし、本奨励金の障害者の処遇改善に向けた検証の一助とする。

（その他）

第7条 奨励事業の実施に関して、この要領に定めのない事項については別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。